

第 1 趣旨

この要領は、開発行為事務処理要領第 8 に定める写真の整備に関して必要な事項を定めるものとする。

第 2 写真の大きさ及び色彩

(1) 写真の大きさは、原則としてサービス判とすること。ただし、状況写真等でつなぎ写真等による方が見易いときには、この限りではない。

(2) 写真は、カラー判とすること。

第 3 提出用写真の添付方法

(1) 工事写真帳（台紙）の大きさは、A 4 判とすること。

(2) 表紙には次の事項を記入すること。

ア 工事名

イ 工事箇所

ウ 工事着手年月日

エ 工事完了年月日

オ 写真全枚数

カ 工事施行者名

(3) 写真の添付は、最初に工事着手前写真を、次に工事完了後の写真を添付し、対照できるように整理すること。

工事中の写真は、各工種につき施工の進捗に応じ各出来形（床掘、基礎、胴込め、裏込め、のり長、型枠、組立、配筋及び型枠取り外し後の出来上がりの形状、寸法）の代表的なものを添付すること。

第 4 写真の提出部数

(1) 写真は、施工段階ごとに整理し、工事完了時に一部提出すること。

(2) (1)によるもののほか、工事完了検査時に必要な写真及び部数については、別に指示するものとする。

第 5 写真の撮影基準

(1) 一般的事項

ア 撮影に当たっては、別図 1 の例により、寸法が明確に判定できるようスタッフ等を用いて、次の事項を記入した小黒板（40 センチメートル×50 センチメートル程度の黒板）を置いて撮影すること。

- (ア) 工事名
- (イ) 工種
- (ウ) 位置
- (エ) 撮影年月日
- (オ) 設計略図
- (カ) 設計寸法
- (キ) 出来形寸法

イ 道路の路線に沿った構造物その他の同工種のものが連続して並列しているもの又は断続しているもので延長の長いものは、延長 40 メートルに一箇所程度又は一施工単位に一箇所程度の割合で撮影すること。

ウ 工事完了後に不可視となる出来形部分については、出来形寸法が確認できるように撮影すること。

エ 天災又は出水の際は、その状況を記録撮影しておくこと。

(2) 工事着手前及び工事完了写真

全景を原則とし、できるだけ同一位置から撮影する。(立木、電柱、家屋等の対象物を入れて撮影すれば対照が容易となる。)

(3) 床掘の状況写真

別図 2 の例により、掘削深さ及び全景が判別できるように撮影すること。

(4) 側溝工、水路工、ブロック積工、擁壁工等の写真

基礎工の厚さ、幅、胴込め厚、裏込め厚、構造物の幅、高さ(又はのり長)及び全景を撮影すること。

(5) 管きょ工の写真

断面形状と全景が判別できるように撮影すること。

(6) 橋台、橋脚工の写真

水中に没する部分の形状寸法、配筋状況は必ず撮影すること。

(7) 配筋工の写真

別図 3 の例により、各鉄筋の間隔、長さ等が分かるように撮影すること。

(8) 路盤工の写真

路盤工は、厚さ、敷き均し状況、転圧状況、整正後の状況等を撮影すること。

(9) 舗装工の写真

舗装コアを採取し、その厚さ、プライムコートの散布状況、継ぎ目状況等を撮影すること。

(10) その他の工種の写真

(3)から(9)に含まれない写真の工種については、藤枝市工事写真管理基準について(平成5年藤枝市告示第32号)によること。

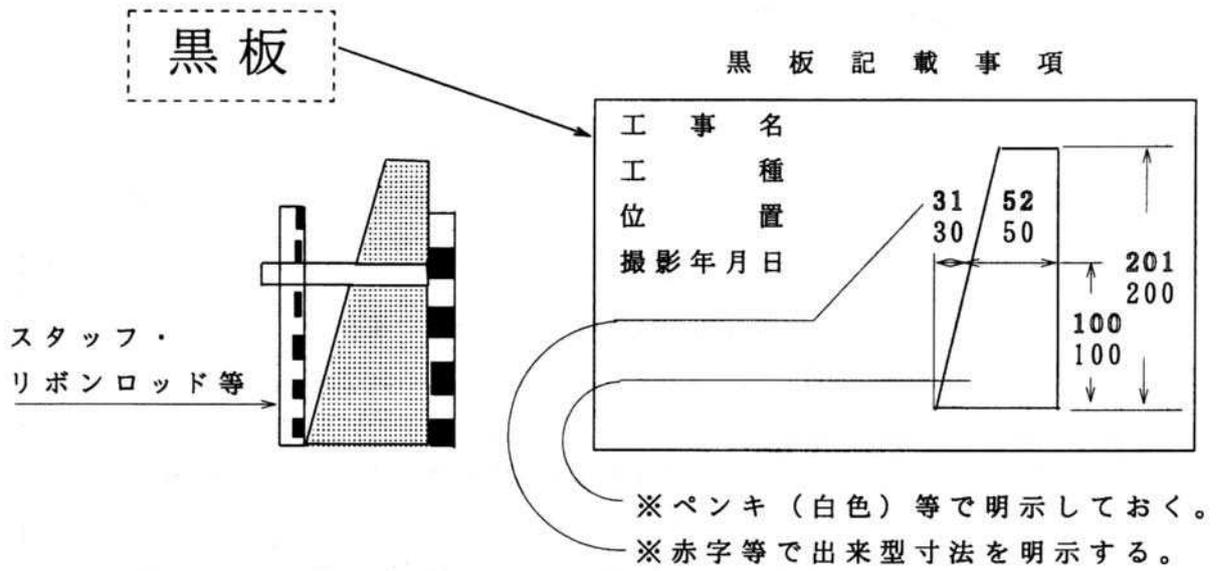
第6 工事の工程の撮影内容は、次の表のとおりとする。

工 程	撮 影 内 容
1 工事着手前	工事着手前の全体の現況
2 擁壁及び主要工作物等の床掘り又は型枠の組立が完了したとき。	床掘り又は型枠の寸法、形状及び位置
3 鉄筋コンクリート造りの擁壁その他の工作物等の配筋が完了したとき。	配筋の寸法及び位置
4 擁壁の高さが計画高の2分の1の工程に達したとき。	壁体の厚さ又は裏込め材の厚さ
5 排水施設のうち地下に埋没する集水管、暗きょ等の配置を完了し、砂の埋め戻し直前となったとき。	集水管、暗きょ等の形状及び位置
6 その他工事完了後外部から確認できなくなる箇所が施工段階にあるとき。	出来形寸法及び位置
7 工事完了時	工事完了時の全景(工事着手前の写真と同一位置で撮影すること。)

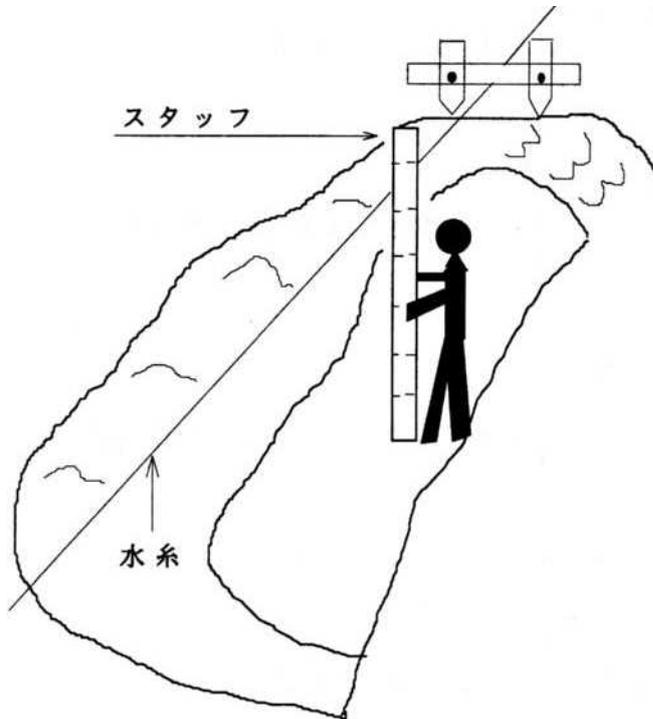
附 則

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

(別図1) 出来形寸法の撮影方法



(別図2) 床堀状況



(別図3) 配筋工の出来型寸法

